②・宿舎Ａ新設（鉄筋コンクリート造５階建て延べ面積約2,600㎡）
・宿舎Ｂ新設（鉄筋コンクリート造５階建て延べ面積約2,200㎡）
※仮設作業員宿舎等　一式を含む
・本工事の「企業による技術提案」及び「工事全般の施工計画」が適正と認められた内容について、将来予定される本工事の残余部分の工事（後工事）の施工に係るものについて履行を継続する場合がある。

⑸　工期　①及び②平成30年10月31日まで

⑹　使用する主要な資機材
①　コンクリート約4,700㎥、鉄筋約600ｔ、板ガラス約700㎡
②　コンクリート約3,800㎥、鉄筋約400ｔ、板ガラス約600㎡

⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。

⑻　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
なお、紙入札方式の承諾に関しては熊本防衛支局総務課契約審査係に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

⑼　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成29年６月２日付熊本防衛支局長）に示す手続きに従い、奄美⑳宿舎（奄美地区）新設建築工事外１件に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。ただし、単体又は特定建設工事共同企業体の何れかで参加するものとし、混在しての参加は認めない。また、工事ごとに構成員の異なる組合せによる特定建設工事共同企業体の参加も認めない。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　防衛省における平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち「建築一式」で級別の格付を受け、熊本防衛支局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　防衛省競争参加資格の「建築一式」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は990点以上であること。

⑸　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、平成14年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造地上４階建て以上かつ、延べ面積2,300㎡以上／棟の新設建物の建築工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成14年度以降入札公告日までに元請けとして完成・引渡しが完了した鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート地上２階建て以上かつ、延べ面積1,200㎡以上／棟の新設建物の建築工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、比率が20％以上のものに限る。）。
なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

⑹　工事全般の施工計画が適正であること。

⑺　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者及び構成員は、次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できる。
なお、将来予定される本工事の残余部分の工事（後工事）に当たっては、本工事の監理技術者が兼ねることができる。また、本入札公告において申請できる監理技術者等は、同一の技術者１名とする。（本入札公告１．工事概要で記載した複数の工事に参加を希望する場合でも申請できる技術者は１名のみとし、２名以上申請した場合は欠格とする。）
当該一括審査に係る工事の落札が決定し、配置予定技術者がいなくなった場合は、以降に開札される工事の入札については無効とする。この場合、入札心得書第３条第10項の申し出は必要としない。
ア　１級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者であること。
イ　平成14年度以降入札公告までに、完成・引渡しが完了した工事のうち、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造地上２階建て以上かつ、延べ面積1,200㎡以上／棟の新設建物の建築工事を施工した実績を有する者であること（原則、着工から完成まで従事している。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については上記の経験はもとめない。
なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。
ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時点までの期間に、熊本防衛支局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加を希望する者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑾　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

⑿　本工事は技術提案を一括して審査を行うため、本入札公告に記載の複数の工事に参加を希望する場合でも、技術提案は参加を希望する工事に共通なものとし、工事ごとに異なる技術提案をした場合は欠格とする。

3　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の評価項目は、次のアからウとし、詳細は入札説明書による。
ア　企業による技術提案
①、②共通
・「工事現場の安全管理及び環境保全について、どのような配慮を行うか。」
・「各種工事における品質管理及び施工管理についてどのような配慮を行うか。」
イ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）
ウ　施工体制

⑵　総合評価の方法
ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。
イ　加算点　算出方法は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内の入札参加者のうち、技術資料の内容に応じ、⑴ア及びイの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」を加算点として付与する。
なお、加算点の最高点数は40点とする。
ウ　施工体制評価点　「施工体制評価点」は⑴ウの評価項目について最高30点の評価点を付与する。ただし、事前調査により、施工体制が十分に確保されない場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合又は品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。また、施工体制評価点の低いものに対しては、企業による技術提案に係る評価点数に相当する加算点を減ずる場合がある。